

北上市市税規則の一部を改正する規則

北上市市税規則（平成3年北上市規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（電子申告等）</u></p> <p><u>第3条の2 市長は、法又は条例の規定により、納税者又は特別徴収義務者が市長に対して行う申告（条例第25条の申告を除く。）、申請、請求その他書類の提出（以下この条において「申告等」という。）のうち必要と認めるものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申告等の手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p>（賦課徴収に関する文書）</p> <p>第23条 市税の賦課徴収に関する文書（法第1章総則に係る文書（犯則事件に係る文書を除く。）に限る。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(30) [略]</p> <p>(31) <u>軽自動車税（種別割）減免申請書</u></p> <p>(32)～(59) [略]</p> <p>（軽自動車税に関する文書）</p> <p>第28条 軽自動車税に関する文書は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（賦課徴収に関する文書）</p> <p>第23条 市税の賦課徴収に関する文書（法第1章総則に係る文書（犯則事件に係る文書を除く。）に限る。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(30) [略]</p> <p>(31) <u>軽自動車税減免申請書</u></p> <p>(32)～(59) [略]</p> <p>（軽自動車税に関する文書）</p> <p>第28条 軽自動車税に関する文書は、次に掲げるものとする。</p>

(1)～(3) [略]

(4) 軽自動車税（種別割）納税証明書

(1)～(3) [略]

(4) 軽自動車税納税証明書

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。